

(様式1)

入園決定施設

申込有効期限:入園希望月 ~ 令和 年 月 (選考点数 点) 校区 (内・外)世帯番号

申込受付年月日

令和6年度 入園申込書 (1号 / 2号・3号)

兼教育保育給付認定申請書

那覇市長 宛

申込児童	児童氏名 フリガナ	性別 男 女	生年月日 年 月 日	年齢(申込クラス) ※令和6年4月1日時点 歳(クラス)	申込区分 ・新規申込 ・転所申込
	保育状況		児童の発達・発育状況(発達支援保育・医療的ケア)		
・家庭保育・その他() ・認可保育園・こども園に在園中 施設名() ・認可外保育施設・一時預かりを利用中 施設名() ・児童発達支援(児童デイ)を利用中 施設名()		<input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 発達遅滞 <input type="checkbox"/> 医療的ケア 添付書類 <input type="checkbox"/> 医師の診断書または意見書 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童手当証 <input type="checkbox"/> 通所受給者証 診断名() ・上記の書類がある場合は、発達支援保育の対象になります。			
		食物アレルギーの有無 その他アレルギーの有無	まだわからない・ない まだわからない・ない	・ある() ・ある()	
希望先	入園希望日 月1日 入園希望	入園を希望する施設		園番号	入園を希望する施設
		第1希望			第4希望
		第2希望			第5希望
		第3希望			第6希望
	申込中のきょうだい児との同月・同園の入園希望		<input type="checkbox"/> 申込中のきょうだい児と、同月かつ同園で入所できない場合は、入園を希望しません。		
育休延長の可否		<input type="checkbox"/> 希望する施設に入園できない場合は、育休延長も許容できます。 ※入園の優先度が下がります。			

裏面の注意事項・同意事項に同意の上、施設利用を申し込みます。

現住所	〒 - 那覇市	入園希望月時点の住所 (現住所と異なる場合)		〒 - 那覇市	年 月 日 転居予定
申請者(保護者)	保護者氏名 フリガナ		続柄 父 母	生年月日 昭和 年 月 日	保育を必要とする事由 就労(□育休復帰予定: 年 月 日復帰予定) 妊娠出産・疾病障がい・看護介護・就学・職業訓練 求職活動・その他()
				令和5年1月1日の住所 那覇市・那覇市外⇒	都道府県 市 区 町 村
	電話番号	— —		令和6年1月1日の住所 那覇市・那覇市外⇒	都道府県 市 区 町 村
※上記で那覇市外の方は裏面に個人番号(マイナンバー)を記入してください。					
上記以外の保護者	フリガナ		父 母	昭和 年 月 日	就労(□育休復帰予定: 年 月 日復帰予定) 妊娠出産・疾病障がい・看護介護・就学・職業訓練 求職活動・その他()
				令和5年1月1日の住所 那覇市・那覇市外⇒	都道府県 市 区 町 村
	電話番号	— —		令和6年1月1日の住所 那覇市・那覇市外⇒	都道府県 市 区 町 村
※上記で那覇市外の方は裏面に個人番号(マイナンバー)を記入してください。					
(申込児・保護者以外)	世帯員氏名		続柄	生年月日 S・H・R 年 月 日	保育施設名・学校名・職業
				S・H・R 年 月 日	世帯の状況 □生活保護世帯 □ひとり親世帯 □在宅障がい者(児)がいる 該当者の 氏名 _____
				S・H・R 年 月 日	
				S・H・R 年 月 日	
				S・H・R 年 月 日	

こどもみらい課 記入欄(小学校隣接こども園受付)

くじ番号 1回目:	キャンセル待ち (希望する・希望しない)
--------------	-------------------------

- 児童面談日程連絡 月 日以降
- 児童面談期限 月 日まで

※個人番号(マイナンバー)はこちらに記入

父 個人番号
(マイナンバー) _____ 母 個人番号
(マイナンバー) _____

保育所等入園に関する注意事項

〈入園申込について〉

1	入園申込みのご案内(付属書類含む)は全て読み、理解したうえで、入園申込しているものとして扱います。
2	申込後に保護者の就労状況や家庭状況等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。選考に影響するような変動があつたり、申込内容が事実と異なると判断した場合は、入所内定や決定の取消、または退所となることがあります。また、緊急入所が必要な世帯が生じた場合は、それに応じて選考順位が入れ替わるため内定取消となることがあります。
3	申込受付締切日までに提出された書類によって選考を行います。締切後に提出された書類は、次回の選考に反映します。書類不備の場合は審査の対象になりません。また、書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし一切の入所調整を行いません。

〈入所内定について〉

4	入所内定は、決定通知(承諾通知)ではありません。入所内定後は、必ず児童面談を受けてください。所定の期日(おおむね入所内定月の前月の20日)までに施設で児童と一緒に面談を受けることが入所の条件となります。期日までに児童面談を受けなかつた場合は内定取消となることがあります。
5	入所内定できなかつた方へは、入園希望月にのみ入所保留通知を送付します(入園希望月の前月上旬に発送)。入園希望月以降も有効期限内に限り引き続き選考を行ないますが、保留通知送付や連絡はありません。
6	入所内定は辞退することができます。2回辞退したとき、または所定の期日(おおむね入所内定月の前月の15日)を過ぎて辞退した場合は、入園申込取消となり、選考継続を希望する場合は改めて入園申込が必要となります。
7	きょうだい児の同時申込みの場合、できるだけ同園の入所となるように選考を行います。同園の入所で調整できないときは別々の園で入所内定する場合もあります。
8	育児休業復帰予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに復職することが条件となります。復職後に就労証明書を提出してください。復職せずに退職(または転職)したり、復職後に就労時間が減少した場合(育児短時間勤務を除く)、選考点が変わるために退所となることがあります。また、復職せずに育休を取り続けた場合は退所となります。
9	採用予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに就労開始することが条件となります。就労開始後に改めて就労証明書を提出してください。就労しなかつた場合は選考点が変わるために退所となることがあります。
10	転所内定を辞退した場合、元の保育所等に戻ることはできません(転所により空いた枠に待機者が入所内定するため)。転所の必要がなくなった場合は必ず申込取り下げの連絡をしてください。
11	那覇市へ転入予定として申し込んでいる方は、入所内定月の前月24日までに那覇市に転入し、こどもみらい課に電話等で連絡してください。期日を過ぎて転入しなかつた場合は内定取消となることがあります。
12	発達保育希望で申し込んでいる方は、希望先の施設に職員配置を整えていただくように調整します。ただし、希望する施設に必ず入所できるものではなく、職員の状況や希望者数によって受け入れができないことがあります。

〈天久みらいこども園、大道みらいこども園へ入園または転園する0~2歳クラスの児童〉

13 校区外の児童は3歳以上クラスに進級できる保証はありません。3歳クラス以降も在園を希望する場合は、毎年度入園申込が必要です。
※一次受付(校区内受付)で定員に達した場合は二次受付(校区外受付)は行いません。 ※小学校校区内の児童は、3歳クラスへ進級できます。

同意事項

- 1 那覇市長は、子ども・子育て支援法第16条(第30条の3により準用される場合を含む)の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方により確認し提供を求めることがあります。
 - ①住民基本台帳の閲覧・複写
 - ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
 - ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
 - ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
 - ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
 - ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
 - 2 那覇市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができることとします。
 - ①特に必要があると認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先などの入園申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2) 保育料に関する情報
 - ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
 - ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
 - ④その他、市長が必要と認める場合
 - 3 提供された個人番号(マイナンバー)について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することができます。(保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた場合または希望する場合のみ利用します。)
 - 4 個人番号(マイナンバー)の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認できない場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
 - 5 利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要するため、審査結果は入所決定時に併せてお知らせします。
 - 6 那覇市における教育・保育に係る主食費減免事業実施要綱において、主食費減免給付費の対象となつた場合は、施設が主食費減免給付費を直接受領します。